

8月1日 国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(以下、「被保険者証」といいます。)の有効期限は7月31日(日)です。7月中旬以降に新しい被保険者証をお送りしますので、8月1日(月)以降は、新しい被保険者証で医療機関等を受診してください。

69歳以上の方

70歳以上の方には、7月中旬以降に新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(以下、「一体証」といいます。)をお送りします。
また、69歳の方(令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間に70歳を迎える方)には、7月中旬以降に、被保険者証をお送りしますが、有効期限が誕生月の末日までとなっています。70歳を迎える誕生月の中旬以降に、一体証をお送りしますので、誕生月の翌月からは一体証で医療機関等を受診してください。
受診等にかかる医療費の自己負担割合については、一体証の右上に表記しています。

※国民健康保険税の滞納がある世帯は、7月下旬に通知書をお送りしますので、通知書に記載している期間内に、税務課にお越しください。税務課での納付相談後、保険医療課で被保険者証を交付します。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0500

8月1日 後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」といいます。)の有効期限は、7月31日(日)です。7月中旬以降に新しい被保険者証をお送りしますので、8月1日(月)以降は、新しい被保険者証で医療機関等を受診してください。
ただし、令和4年10月1日(土)に後期高齢者医療制度が改正されるため、7月中旬以降にお送りする新しい被保険者証の有効期限は「令和4年9月30日まで」となっています。

10月1日 後期高齢者医療制度が一部改正されます

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合が見直され、令和4年10月1日(土)から、現行の「1割」「3割」に、新たに「2割」が追加されます。10月1日(土)以降の被保険者証は、9月中旬以降にお送りします。

- 10月1日(土)から、以下の①、②の両方を満たす方は2割負担となります。
 - ①同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方
 - ②年金収入を含む総所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の方

7月中旬以降 後期高齢者医療料額決定通知書をお送りします

令和3年中の所得に応じて計算した年間保険料額を7月中旬にお知らせします。
保険料の納付方法は、特別徴収(年6回の年金支給月(偶数月)に年金から天引きで納付する方法)と、普通徴収(口座振替や納付書で7月から翌年3月までの毎月(計9回)納付する方法)があります。

◎年間保険料額の算定方法

均等割額【※1】	+	所得割額	=	年間保険料額 (賦課限度額66万円)
50,147円		(令和3年中の総所得金額等【※2】-基礎控除額43万円【※3】)×所得割率10.28%【※1】		

- ※1 保険料算定の基準となる均等割額、および所得割率は、2年ごとに見直します。
- ※2 総所得金額等とは、収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含まない。)を引いた金額です。
- ※3 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501

7月1日 福祉医療費受給者証が新しくなります

対象者には、6月下旬から順次、新しい受給者証をお送りしています。

【新しくなる受給者証】

- 高齢期移行者医療費受給者証(65歳から69歳までの方が対象)
- 重度障害者医療費受給者証
- 高齢重度障害者医療費受給者証
- 乳幼児等医療費受給者証(小学3年生・義務教育学校3年生以下の乳児、幼児、児童が対象)
- こども医療費受給者証(小学4年生・義務教育学校4年生から高校生に相当する年齢までの方が対象)
- 母子家庭等医療費受給者証(現況届を提出された方が対象)

※新しい受給者証の色は青色です。
※令和4年7月1日以降、乳幼児等医療費受給者証、こども医療費受給者証の所得制限を撤廃します。
※令和4年7月1日以降、こども医療費受給者証の対象年齢を、高校生に相当する年齢(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)に拡大します。
※助成は市内に住民登録がある方に限ります。ただし、こども医療費受給者証の対象者のうち、市外の学校に在学するため、一時的に学生寮が所在する市区町村で住民登録をされている方は、在学および在寮を証明できるものを提出し申請することで、助成を受けられます。詳しくは、保険医療課にお問い合わせください。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501

お詫び

この度は、以下の事務処理誤りおよび遅延により、対象者の皆様にご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんでした。また、市民の皆様にもご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。今後、再発防止に向けて、対策を講じてまいります。

なお、6月21日時点の各事務の対応状況について、ご報告いたします。

- 公営住宅使用料(市営住宅家賃)賦課誤りについて
 - 消防団員遺族補償年金の支給遅れについて
- 以上の2件については、対象となった全ての方への対応を終えました。
- 令和3年度・令和4年度固定資産税・都市計画税および令和4年度軽自動車税(種別割)課税誤りについて
- 軽自動車税(種別割)の22件については、還付手続きおよび課税通知の発送を終えています。
固定資産税および都市計画税については、還付対象7件分は、全ての手続きを終えており、残りの方へは、6月末に税額更正を行い、7月上旬に更正通知書を発送します。
- 後期高齢者医療保険料の未還付について
- 対象となった510名中、319名の方については還付を終えており、残りの方については、引続き、還付口座の確認および振込を行っているところです。
- 令和3年度公立こども園等保育料算定誤りについて
- 対象となった1名の方については、還付処理を行っているところです。

お詫びと訂正

広報かとう 令和4年6月号(Vol.195)27ページ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件が変更されました」の記事につきまして、問い合わせ先の電話番号の記載に誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。

☎誤 ☎43-0581 ☎正 ☎43-0584